



## DV-2014 移民多様化ビザ抽選プログラム応募要綱

米国議会で義務化された移民多様化ビザ抽選プログラム(Diversity Immigrant Visa Program=DV プログラム)は国務省および米国移民国籍法 203 条(c)項の規定に基づき毎年行われています。この法律は「DV 移民」として知られる移民ビザのカテゴリーを設け、歴史的に米国への移民率の低い国の人々に移民ビザを提供しています。2014 会計年度では、50,000 人の DV 移民が可能です。

毎年行われる DV プログラムは、シンプルですが厳正な適格条件を満たす方に米国への永住ビザを発給するプログラムです。DV ビザはコンピューターで無作為に当選者を選出します。ビザは 6 つの地域ごとに割り当て数が決められ、各地域内の 1 つの国が年間の移民抽選ビザ発給数の 7% を越えるビザを受給することはできません。米国への移民率の低い地域ほど割り当て数が多くなっています。過去 5 年間に 50,000 人以上の移民を米国に送り出した国の方にはビザは発給されません。

過去 5 年間に 50,000 人以上の移民を米国に送り出した下記の国の出身者は DV-2014 プログラムの対象にはなりません。

バングラディッシュ、ブラジル、カナダ、中国（本土生まれ）コロンビア、  
ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、ハイチ、インド、  
ジャマイカ、メキシコ、パキスタン、ペルー、フィリピン、韓国、イギリス（北アイルランドを除く）とその領土、ベトナム

香港、マカオ、台湾で出生した方は対象となります。

本年の適格国の変更：

DV-2014 で適格国リストへ新たに追加された国はグアテマラです。

国務省は、DV プログラムでのビザを、より効率的かつ安全にプロセスするために、2005 年プログラムから電子登録システムを開始しました。国務省は、不法移住を目的とした不正な応募や重複応募を特定するための特別な技術を用いています。

### 応募期間

DV-2014 は、東部夏時間の 2012 年 10 月 2 日(火)正午から 2012 年 11 月 3 日(土)正午までにインターネットを通して応募しなければなりません。この期間中に [www.dvlottery.state.gov](http://www.dvlottery.state.gov) から E-DV エントリーフォームにアクセスすることができます。書面での応募は受理されません。締切り間際に大変多くの応募が集中するとウェブシステムに遅延が生じかねますので、登録期間の最終週まで応募を待たないよう強くお勧めします。2012 年 11 月 3 日（東部夏時間）の正午後の応募は受理されません。

## 応募要件

- 応募者は、地域別対象国リストに記載されているプログラム対象国出身でなければなりません。地域別対象国リストは [http://travel.state.gov/pdf/DV\\_2014\\_Instructions.pdf](http://travel.state.gov/pdf/DV_2014_Instructions.pdf) を参照してください。

対象国出身者の要件： ほとんどの場合、応募者がプログラム対象国で出生していることを意味しますが、他にプログラム対象国の出身として資格を得る方法が2つあります。1つ目は、応募者はプログラム対象国でない国で生まれたが、配偶者の生まれた国が対象国である場合で、配偶者が応募者本人と同時に移民ビザを取得し米国に入国することを条件として配偶者の国の資格で応募できる方法です。2つ目は、プログラム対象国でない国で生まれた方の両親のいずれもがその国の出生者ではなく、両親のどちらかがプログラム対象国で生まれ、なおかつ両親がプログラム対象国でない国に一時的に滞在している間に応募者が出生した場合、対象国となる親の出生国の資格で DV-2014 に応募する方法です。

- 応募者は教育または職業的経験において DV プログラムでの必要条件を満たしていなければなりません： 応募者は、高校卒業あるいは同等の教育を修了している必要があります。小、中、高校での12年間の教育課程を修了したことを証明できるか、少なくとも2年間の研修か実務経験を必要とする職業（米国労働省の定める基準に準ずる）に過去5年以内に2年以上従事していることが必要です。米国労働省の基準に関しては [O\\*NET OnLine](#) に掲載されているデータベースでご確認いただけます。基準に準ずる職業経験についての詳細は「よくある質問」の#13をご覧ください。

これらの条件を全て満たしていない場合、応募資格はありません。

## DV-2014 E-DV エントリー提出方法

- 国務省は、応募期間の2012年10月2日(火) 正午(東部夏時間) から2012年11月3日(土) 正午(東部夏時間) の間にインターネットを通して [www.dvlottery.state.gov](http://www.dvlottery.state.gov) のサイトから電子的に送信された E-DV エントリーフォームのみ受理します。
  - 誰が応募手続きをしたかにかかわらず、1人につき2通以上の応募があった場合、応募は無効となります。応募はご自身で行うこともできますし、第三者に依頼することもできます。DVプログラムへの応募に料金や費用はかかりません。
  - 規定を満たした応募が受理されると、確認画面に氏名と固有の確認番号が表示されます。ブラウザ上の印刷ボタンをクリックし、応募者自身の記録として、この確認画面を印刷してください。2013年5月1日より、応募者は、確認番号および個人情報を入力することで DV-2014 の応募状況をウェブサイト上のエントリー状況確認 (Entrant Status Check) ページで確認することが可能となります。Entrant Status Check は DV-2014 の当選結果を知る唯一の方法であり、ビザ手続きのインストラクションや面接日時もエントリー状況確認上で通知されますので、確認番号をご自分で控えておくことが最も重要となります。
  - 書面（応募用紙）での応募は受理されません。DV-2014 プログラムの唯一の応募方法は電子応募のみです。

- エントリーフォームには、応募者と同居あるいは別居にかかわらず、また DV プログラムによる米国への移民の意思の有無にかかわらず、配偶者および応募時に現存する 21 才未満で未婚の子ども（子どもが既に米国市民や米国永住者の場合を除く）がすべて記載されていなければなりません。米国市民や米国永住者の配偶者や子どもには DV ビザは必要ありませんし、発給されません。インストラクション通りの提出がないと、エントリー資格を失うこととなります。
- 全て規定通りの写真を提出することが大変重要です。全て規定通りの写真が提出されない場合、応募は無効となります。下記の方の最近の写真は E-DV エントリーフォームと共に電子送信されなければなりません。
  - 応募者
  - 配偶者
  - 応募時に現存する 21 才未満で未婚の子どもそれぞれの写真。子どもは、応募者との同居あるいは別居にかかわらず、また DV プログラムによる移民の意思の有無にかかわらず、実子、養子または継子も含みます。米国市民や米国永住者の配偶者や子どもの写真は必要ありません。

リストに含まれている配偶者や子どもの規定通りの写真が提出されないと E-DV システムへのエントリーが不完全となる結果を招きます。そのような場合、エントリーは受理されず、再提出が必要となります。集合写真や家族写真は受理されません。家族それぞれの個別の写真でなければなりません。

個々の正しい写真を E-DV システムへ送信することに失敗すると、主たる応募者の応募は無効となり面接時に全てのビザが不許可となります。写真が最近のものでないと判断された場合や、人為的に加工された写真、あるいは下記に記載されている条件を満たしていない場合、応募は無効となりビザは却下されます。

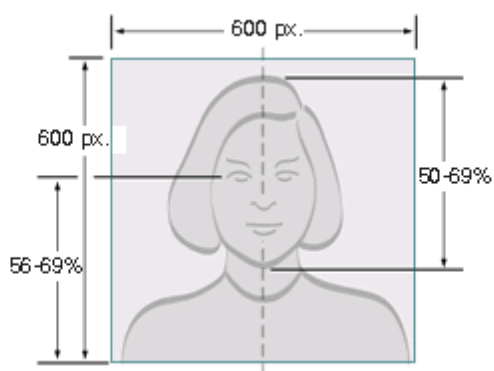
### デジタル写真（画像）提出のためのインストラクション

応募者、配偶者、子どもそれぞれのデジタル写真を E-DV エントリーフォームと共にオンラインで提出してください。画像ファイルの作成にはデジタルカメラで新たに写真を撮ることも、デジタルスキャナーで既にある写真をスキャンすることもできます。デジタル画像は下記の構成・技術仕様に従って作成してください。写真を送信する前に、応募写真が有効かどうかを E-DV ウェブサイトの写真有効確認（Photo Validation）で確認することができます。Photo Validation は、受理あるいは不可を、例を示しながら写真構成上の技術的なアドバイスを提供しています。

**構成仕様：**提出されたデジタル画像は次の仕様で作成されていなければなりません。条件を満たさない場合、応募は無効となります。

- 頭の位置
  - カメラに向って真正面に向いている
  - うつむいたり、首を傾けたりせず、正面を向いている
  - 頭の高さや顔の大きさ（頭髪も含め頭上から顎の下まで測定）は、写真全体の 50%～69%を占めている。目の高さ（写真の一番下から目の位置まで測定）は、写真の 56%～69%の間であること

## 頭の大きさの画像テンプレート



画像例は、

[http://travel.state.gov/visa/visaphotoreq/photoexamples/photoexamples\\_5331.html](http://travel.state.gov/visa/visaphotoreq/photoexamples/photoexamples_5331.html) をご参照ください。

- **背景**
  - 人物は、淡く明るい色の背景の中央に写っている
  - 背景が暗いもの、模様や風景が入っているものは受理されません
- **焦点**
  - 焦点がはっきり合っている
- **装飾品**
  - サングラスや装飾品等で顔が鮮明に写っていない写真は受理されません
- **頭部の覆いや帽子**
  - 宗教的、信仰上の理由による頭部の覆いや帽子は受付ますが、応募者の顔が鮮明に写っていないければなりません。  
宗教的理由以外のかぶりものを身につけた写真は受理されません。  
軍や航空会社等の制服として帽子をかぶって撮影された写真も受理されません。

**カラー濃度 24 ビットのカラー写真が必要です。** カラー写真はカメラから PC 内のファイルにダウンロードするか、PC 内のファイルへスキャンすることもできます。スキャナーを用いる場合は、True color、または 24 ビットカラーモードの設定でなければなりません。スキャンに関する詳細は下記をご参照ください。

**技術仕様：** 提出されるデジタル写真は次の仕様の通り作成されていなければなりません。条件を満たさない場合、システムが自動的に E-DV エントリーフォームを拒否し、送信者に通知します。

- **新たにデジタル写真を撮る：** 新しいデジタル画像の場合は次の仕様であること。

フォーマット	画像ファイルは JPEG で保存
容量	画像容量は最大で 240 キロバイト(240KB)まで
解像度	最小許容範囲は 600(高さ)x600(幅)ピクセル ピクセルは、正方形のアスペクト比(縦、横同寸) でなければな

	らない
カラー濃度	24ビットカラー(注：カラー写真が必要。24ビット白黒や8ビット濃度は受理されない)

- **写真からスキャンする：** 既存の写真をスキャンする前に、画像は上記の構成仕様通りであることを確認する必要があります。画像がカラーおよび構成仕様を満たしている場合は、次のスキャナー仕様に従い、写真をスキャンすることができます。

スキャナー解像度	最低 300 dpi
フォーマット	画像ファイルは JPEG で保存
容量	画像容量は最大で 240 キロバイト(240KB)まで
解像度	600 x 600 ピクセル
カラー濃度	24ビットカラー(注：カラー写真が必要。白黒、モノクロ画像、グレースケール画像は受理されない)

## 電子エントリーに必要な情報

DV-2014 の応募方法は 1 つしかありません。 [www.dvlottery.state.gov](http://www.dvlottery.state.gov) から DS 5501, Electronic Diversity Visa Entry Form (E-DV エントリーフォーム) をオンライン送信しなければなりません。エントリーフォームの入力が不完全な場合、応募は無効となります。E-DV エントリーフォームには次の情報を入力の上、送信してください。

**注：** 国務省は、ビザ申請コンサルタントやビザ申請代理人などの仲介業者を利用せず、できるだけ応募者ご自身で申請することを強くお勧めします。もし応募に代理人（仲介業者等の第三者）が関与する場合は、エントリーフォーム作成時に立会い、確認ページと固有の確認番号をご自身で保管できるようにしてください。代理人や仲介業者は確認番号を応募者に渡さず、本来なら応募者自身が直接アクセスできる当選通知情報と引き換えに不当に金銭を要求するかもしれません。

**重要：** DV-2014 オンライン登録の確認番号は、後に E-DV サイトにアクセスするために必要です。当選結果をを 2013 年 5 月 1 日より、E-DV サイト ([www.dvlottery.state.gov](http://www.dvlottery.state.gov)) 上で確認することができます。Entrant Status Check は DV-2014 の当選結果を知る唯一の方法であり、ビザ手続きのインストラクションや面接日時も Entrant Status Check 上で通知されます。確認番号を失くした場合は、ご自身の DV 当選状況を確認することができなくなります。

1. 名前： 姓、名、ミドルネームの順。パスポートに記載されている通りの名前を入力
2. 生年月日： 日、月、西暦年の順
3. 性別： 男性、または女性
4. 出生地
5. 出生国： 応募者が生まれた国。現在使われている名称を記入
6. DV プログラム対象国： 対象国とは、通常、応募者の出生国を意味し、居住国ではありません。応募者がプログラム対象国で出生していない場合は他に資格を得る選択肢があるか対象国要件をご確認ください。対象国要件の詳細は、「よくある質問」の#1 をご参照ください。

7. **写真:** 詳細は、写真の技術仕様に関する情報を参照してください。配偶者および子どもの写真も必要であることを注意してください(該当者のみ)。「よくある質問」の#3 参照。
8. **現住所:** 宛名又は気付、番地と町名、市町村、郡および都道府県、郵便番号、国の順
9. **現在の居住国**
10. **電話番号 (任意)**
11. **E メールアドレス:** 直接アクセス可能な E メールアドレスを提出してください。その E メールアドレスに正式な当選通知は送られませんが、もし当選し **Entrant Status Check** ページより当選通知に返答した場合は、後日 **Entrant Status Check** 上でご自分の移民ビザ面接に関する詳細を確認するように国務省から E メールで連絡があります。国務省が提出した E メールアドレスに連絡することはありますが、**DV** プログラムに当選した旨は通知は**しません**。
12. **最終学歴は?** 応募者は、次の教育レベルの中から **1**つ選択してください。(1)小、中学校のみ、(2)高校中退、(3)高校卒業、(4)専門学校、(5)大学課程レベル、(6)大学卒業、(7)大学院課程レベル、(8)修士号、(9)博士課程レベル、(10)博士号
13. **婚姻:** 未婚、既婚、離婚、未亡人、法的別居
14. **子どもの人数:** エントリーには配偶者、現存する全ての実子である子の名前、生年月日、出生地等の情報が必要です。また応募時に **21** 才未満で未婚の養子及び現存する継子も記入しなければなりません。子どもの親との婚姻関係が既がない場合や、応募者との同居、別居を問わず、また **DV** プログラムでの移民の意思にかかわらず、全て記入する必要があります。既婚の子ども、または **21** 才以上の子どもは **DV** ビザの応募資格がありません。ただし、米国法はある特定の状況においては「年齢制限」から子どもを保護します。**DV** エントリー時に未婚で **21** 才未満であればビザ発給前に **21** 才に達しても、ビザ手続きをするという目的において **Child Status Protection Act** のもとに **21** 才以下として考慮されます。米国市民や米国永住者の配偶者や子どもは **DV** ビザの資格はありませんので記入する必要はありません。資格のある全ての子どもが明記されていない場合、応募は無効となります。また、面接の際全員のビザが許可されないということになりますのでご注意ください。詳細は「よくある質問」の#11 をご参照ください。
15. **配偶者の情報:** 名前、生年月日、性別、出生地(市町村)、出生国、写真。資格のある配偶者情報が提出されない場合、応募は失格となります。また、面接の際全員のビザが許可されないということになりますのでご注意ください。たとえビザ申請前に離婚することになっていても、この欄に配偶者を記載すること。
16. **子どもの情報:** 名前、生年月日、性別、出生地(市町村)、出生国、写真。上記#14 に記載されている全ての子どもを含むこと。

## 抽選

各地域や国の割当て数に基づいて全ての有効な応募の中からコンピューターによって無作為に当選者が選ばれます。全ての **DV-2014** 応募者が自分の応募が当選したかを知るためには、**DV-2014** にオンラインでエントリー送信から保管しておいた確認番号を用い、**E-DV** ウェブサイトの **Entrant Status Check** ページにアクセスする必要があります。**Entrant Status Check** は **20123** 年 **5** 月 **1** 日より **E-DV** ウェブサイト [www.dvlottery.state.gov](http://www.dvlottery.state.gov) 上でアクセス可能になり、少なくとも **2014** 年 **6** 月 **30** 日まではアクセスできます。当選者はその確認ページで当選通知と共にその後のインストラクションや移民ビザ申請料金などに関する情報を受け取ります。**Entrant Status Check** は **DV-2014** の当選結果を通知する唯一の方法です。国務省は当選通知を手紙で送りません。無作為抽選で当選した方への通知は **E メールでは送られません**。当選しなかった方もウェブ上の **Entrant**

**Status Check** で当選しなかった旨が通知されます。大使館や領事館は当選者のリストを提供しません。当選者の配偶者および 21 才未満で独身の子どもも当選者に同行または後続するために移民ビザを申請することができます。DV-2014 プログラムでの移民ビザは 2013 年 10 月 1 日から 2014 年 9 月 30 日までに発給されます。

当選者とその家族への全ての手続きと DV ビザは、2014 年 9 月 30 日までに完了しなければなりません。理由の如何にかかわらず、この日以降に DV ビザの発給を受けたり、移民への資格変更をすることはできません。また、当選者に後続する家族も、この日以降に DV ビザを取得することはできません。

このプログラムで当選し次のステップへ進む資格のある方（当選者）は、米国に移住するためのビザを取得するためには、米国移民法に基づく全ての要件を満たしていなければなりません。従って、テロ支援国家として確認された国の出身者だけでなく、この応募要綱に記載された特定の国の出身者は、審査に多くの精査や時間が必要となる場合があります。

### 重要なお知らせ

DV プログラムの応募費用は**無料**です。国務省が応募の為の費用を請求することはありません。米国政府がこの DV プログラムの運用のために外部のコンサルタントや民間の代行業者を雇用することはありません。DV の応募準備を申し出る仲介あるいはその他の業者は、権限があるわけもなく、また米国政府から同意を得ているわけでもありません。代行業者を利用するかどうかは完全に応募者の判断です。DV プログラムに応募できる唯一の正式ウェブサイトは、[www.dvlottery.state.gov](http://www.dvlottery.state.gov) です。

受付期間内に応募者から直接送付された適正なエントリーも、応募者に代わり外部の代行業者が送付したエントリーも、同じようにコンピューターにより無作為抽選されます。ただし、1 人の応募者につき 2 件以上の応募があった場合は、誰が応募したかに関わらずその人は応募資格を失います。

## よくある質問

1. 「対象国」「出生者」「出生国」の意味は？プログラムへの応募資格のない国で生まれた人が応募できる条件は？

「対象国」とは、一般的に、あなたの生まれた国を意味します。対象国は現在の居住地とは関係ありません。「出生者」とは、通常、居住国、国籍に関わらず、その国で生まれた人という意味です。移民ビザのプロセスにおいて、移民国籍法 202 条(b)項の規定では応募者自らの生まれた国以外を「出生国」とすることも認めています。

例えば、あなたが本年の DV プログラムの応募資格のない国で生まれていても、配偶者が応募資格のある国で生まれている場合には、配偶者の生まれた国をあなたの「出生国」として応募できます。ただし、その場合あなたの応募資格は配偶者に基づくため、あなたの配偶者が DV-2 ビザの受給資格を有し、DV-2 ビザが発給され、あなたと同時に DV ビザで米国に入国しない限り、あなたに DV-1 ビザは発給されません。同様に子どもは両親の出生国によって資格を得ることができます。

さらに、あなたの生まれた国が本年の DV プログラムへの応募資格のない国であっても、あなたの両親のいずれもが、あなたの生まれた時にその国の「居住者」でなかった場合には、両親のいずれかの生まれた国をあなたの「出生国」とすることができます。一般的に「居住者」とみなされない場合とは、生まれた国または帰化した国以外であり、一時的にその国に訪問、留学、または商用や職務に従事するために企業や政府から派遣されていた場合です。あなた自身の生まれた国以外を「出生国」とする場合には E-DV エントリーフォームの #6 にその旨明記してください。あなたが記載した「対象国」または「出生国」が正確でない場合(記載事項に正当な根拠がない場合など) 応募資格を失いますのでご注意ください。

2. 受領した当選通知の信憑性は？無作為抽選で当選した事実をどうしたら確認できますか？

オンラインで応募を送信してから少なくとも 2014 年 6 月まで確認ページを保管しておいてください。E-DV サイト [www.dvlottery.state.gov](http://www.dvlottery.state.gov) 上の Entry Status Check ページにアクセスするには確認番号が必要です。Entrant Status Check は DV-2014 の当選結果を通知する唯一の方法であり、ビザ申請の手続き方法や面接予約の日時も Entrant Status Check 上で通知されます。E-DV サイト [www.dvlottery.state.gov](http://www.dvlottery.state.gov) が、国務省が許可した唯一の公式応募サイトであり、また DV プログラムの状況確認サイトです。

応募状況は 2013 年 5 月 1 日より確認できるようになり、少なくとも 2014 年 6 月 30 日までアクセス可能です。DV 応募状況の確認には、確認ページの情報が重要です。ビザ申請に進むことのできる当選者のみに DV ビザ申請についてのインストラクションが提供されます。当選しなかった応募者は、確認ページの情報を用いて E-DV 公式サイトから抽選結果を確認することはできますが、いかなる追加のインストラクションを受け取ることはありません。米国大使館や領事館は Entrant Status Check システムへのアクセス権がないため、応募者に代わって当選状況を確認することはできません。また国務省が当選者のリストを提供することはできません。

無作為抽選によって選ばれた当選者は、E-DV サイト [www.dvlottery.state.gov](http://www.dvlottery.state.gov) 上の Entry Status Check の当選者確認ページで DV ビザ手続きのインストラクションを受け取ります。インストラクションには、ビザ申請時に直接米国大使館または領事館で DV ビザおよび移民



ビザ手続き料金を全て支払うことが記載されています。支払いが済むと領事部のキャッシャーが直ちに米国政府の領収書をお渡しします。米国大使館または領事館で移民ビザ申請をする当選者は DV の費用を、郵送あるいは Western Union などの支払サービスを利用して送金しないでください。既にアメリカ国内にいて滞在資格変更手続きを行う当選者は、アメリカの銀行へ DV 費用を送る旨の別のインストラクションを受け取ります。

E-DV プログラムエントリーは米国政府の E-DV 公式サイトである [www.dvlottery.state.gov](http://www.dvlottery.state.gov) からインターネットで行います。当選者に当選通知は送りません。米国政府は当選者に当選通知を E メールで送ったことは一切ありませんし、DV-2014 プログラムにおいて、そのような目的のために E メールを使用する予定もありません。Entrant Status Check 上で当選通知のインストラクションに従って返信したあと、当選者は面接予約が設定された旨の E メールを受け取ります。そのような E メールでも、実際の面接予約情報は記載されず、Entrant Status Check で詳細を確認するよう指示します。

最後に".gov"がついているウェブアドレスのみが米国政府の公式サイトであることに注意してください。多くの非政府サイト(例: ".com"、".org"、".net"がついているアドレス)で移民やビザ関連情報およびサービスが提供されていますが、このような民間のウェブサイトを提供している情報については、内容にかかわらず、国務省が保証や推薦するものではありません。

あるサイトは、あたかも公式ウェブサイトであるような印象を顧客や一般の人に与え、E メールで勧誘してくるかもしれません。また、これらのウェブサイトは移民手続きに関する書式や情報についてサービス料金を払うことを要求するかもしれませんが、そのような情報は国務省や米国大使館・領事館のウェブサイトを通して無料で提供されています。さらに、これらのウェブサイトは、金銭を騙し取る目的で架空サービスを装い料金の支払いを要求するかもしれません(例えば、移民抽選ビザ申請やビザの料金)。このような詐欺の 1 つに一旦お金を送ったらおそらく決して戻らないでしょう。また、なりすまし犯罪に使われる可能性もありますので、これらのウェブサイトにいかなる個人情報も送るのは細心の注意を払うべきです。

### 3. ある特定の国の出生者にはなぜ抽選プログラムの資格がないのですか？

DV プログラムは、過去に米国に多くの移民を送っている国以外の国の方へ移民のチャンスを与えるのが目的です。移民法は「移民数の多い国」の出生者に DV ビザを発給しないことを言明し、「移民数の多い国」を、過去 5 年間に家族呼び寄せまたは雇用による移民ビザで 50,000 人以上が米国へ移民した国と規定しています。U.S. Citizenship and Immigrant Services (USCIS) は、毎年、DV プログラムから除外すべき対象国を判定するため、過去 5 年間の家族および雇用による移民の入国数を見直しています。対象国は、毎年 DV プログラム応募期間前に決定されるため、非対象国リストも毎年変更されます。

### 4. DV-2014 プログラムでのビザ発給制限数は？

法律により、DV プログラムは有資格者に毎年 55,000 件の永住ビザの発給を可能にしています。ただし、1997 年 11 月に米国議会を通過した NACARA 法 (Nicaraguan Adjustment and Central American Relief Act)では、早くも DV-1999 より、そして必要な期間、毎年割り当てられる DV ビザ 55,000 件のうち 5,000 件までを NACARA プログラムに割り当てる

ことを明記しています。5,000 件を限度とする実際の削減は DV-2000 に始まり、今のところ DV-2014 まで有効です。

5. **DV-2014 抽選ビザの地域別制限数は？**

USCIS は、移民国籍法 203 条(c)項の規定を基に、毎年各地域への DV ビザ割り当て数の制限を決定します。USCIS での計算終了後、各地域に割り当てられるビザ数が発表されます。

6. **DV-2014 プログラムの受付はいつからですか？**

DV-2014 応募登録期間は、東部夏時間の 2012 年 10 月 2 日(火)正午から 2012 年 11 月 3 日(土)正午までです。例年、この登録期間内に数百万の応募があり、応募多数により当選者の選出に非常に時間がかかります。応募期間を東部夏時間の 2012 年 10 月 2 日(火)正午から 2012 年 11 月 3 日(土)正午までとすることで当選者にはタイムリーに通知されると共に、応募者と大使館・領事館双方にビザ発給のための準備や手続きに十分な時間を与えることができます。応募者は早い時期に応募することを強くお勧めします。応募期間終了間際のかげこみ応募はシステムの遅延要因ともなります。2012 年 11 月 3 日(土)正午(東部夏時間)後はいかなる応募も受理されません。

7. **米国に滞在中に応募できますか？**

はい。米国からでも、あるいはそれ以外の国からでも応募可能です。

8. **各応募者が DV 応募期間内に応募できるのは 1 回のみですか？**

はい。法律により期間内に各自に応募できるのは 1 回のみと規定されており、**同一応募者が 2 回以上応募した場合は資格を失います。** 国務省は、応募期間内の複数応募を判別するための技術を導入しています。複数応募した方は資格を失い、その電子記録は国務省に永久に保管されます。応募者は通常に応募期間内に毎年応募することができます。

9. **夫と妻が別々に応募することはできますか？**

はい、夫と妻は、それぞれが応募条件を満たしていれば別々に 1 回ずつ応募することができます。一方が当選した場合、他方は配偶者としての資格で登録されることとなります。

10. **E-DV 応募に含める必要のある家族は？**

**同居の有無やあなたと共に米国に移住する意思に関わらず、応募には配偶者（夫または妻）と 21 才未満で生存している未婚のすべての子どもの名前を記載する必要があります。** 配偶者はたとえ別居中であっても、その別居が法律上認められたもの（別居を認める裁判所発行の文書）でない限り記載してください。法律上別居している場合や正式に離婚している場合は、以前の配偶者の名前を記載する必要はありません。実子、配偶者の前婚による子ども、あなたの国の法律に基づいて正式に養子縁組をした子どもを含め、その子どもが既に米国民や米国永住者でない限り、**21 才未満で生存している未婚の子どもをすべて、E-DV 応募時に記載してください。** 現在は同居していない、あるいは、DV プログラムであなたと共に米国に移住する意志がなくても、21 才未満の子どもを電子エントリーの時点です

べて記載してください。米国市民や米国永住資格を持つ子どもは記載する必要はありません。

家族の名前を応募に含めても、その家族があなたと共に米国に移住しなければならないということではありません。家族は残ることを選択することもできます。ただし、資格のある家族を当初の DV 応募に記載せず、移民ビザ申請書に記載した場合、あなたのケースは資格を失います。これは、応募提出時に家族関係が成立していた場合に該当し、応募後に新たに加わった家族には該当しません。配偶者は、あなたの応募に名前が記載されていても、それぞれの応募が必要な家族の情報を含んでいる限り、別に応募することができます。上記質問#9 をご参照ください。

#### 11. 私の同性配偶者は DV 応募に含むことはできますか？

いいえ、米国への移民資格として同性婚は移民法で認められていません。しかし、あなたの同性配偶者が全ての資格要件を満たしていれば、DV プログラムにご自身で応募することはできます。

#### 12. 応募は申請者本人がしなければなりませんか、それとも第三者が代行できますか？

応募は自分自身で準備、提出することもできますし、第三者に代行を依頼することもできます。ただし、本人が直接応募しても、弁護士、友人、親戚などに代行を依頼した場合でも、各自が応募できるのは 1 件のみで、記載事項については応募者本人が責任を負うこととなります。当選しなかった方を含むすべての応募者は、2013 年 5 月 1 日から、E-DV の公式サイト [www.dvlottery.state.gov](http://www.dvlottery.state.gov) 上の Entry Status Check より応募状況を確認することができます。応募者は、各自確認ページ情報を保管することで応募状況を確認することができます。

#### 13. 学歴や職歴に関する条件は？

応募にあたっては、高校卒業（または同等）以上の学歴、もしくは、過去 5 年以内に、最低 2 年間の研修や実務経験を要する職業に 2 年以上従事していることが条件となります。「高校卒業または同等」とは、米国における 12 年間の初等・中等教育終了者であること、米国外の場合は、初等教育と米国の高校にあたる中等教育の正規のコース修了を意味します。この条件は、正規の学校教育を修了した場合のみ満たされます。通信教育やそれと同等レベルの証明書 (General Equivalency Diploma (G.E.D.) など) は該当しません。学歴や職歴の証明書類は、当選後、移民ビザの面接を受ける際に米国領事に提出する必要があります。

#### 14. DV プログラムの要件を満たす職業とは？

応募者の職業経験が条件を満たしているか否かの判定は、労働省の O\*Net Online データベースを用いて行います。労働省の [O\\*Net Online](http://www.onetonline.org) データベースでは職業経験を 5 つのグループに分けています。多くの職業がリストされていますが、DV プログラムの要件を満たすのはその中の特定の職業だけです。また、職業経験をもとに DV プログラムの要件を満たすためには、あなたが過去 5 年以内に 2 年以上、O\*Net Online に **Job Zone 4** または **5、Specific Vocational Preparation (SVP) レンジ 7.0 以上** と規定される職業に従事していたことを証明しなければなりません。

15. 要件を満たしている職業を労働省のサイトから検索する方法は？

労働省の [O\\*Net Online](#) データベースをご覧ください。あなたの職業が要件を満たすかは次の方法で検索できます。"Find Occupation"を選択し、次に"Job Family"を選択します。例えば、建築家とエンジニアを選択し、"GO"をクリックします。特定業務リンクから宇宙開発技術者をクリックします。特定業務を選択した後は、"Job Zone"タブで指定の Job Zone 番号および SVP レンジを検索します。詳細は [Diversity Visa – List of Occupations](#) をご覧ください。

16. 当選者はどのように選ばれるのですか？

すべてのエントリーは対象地域ごとに分けられ、それぞれ番号をつけられます。応募受付期間終了後、コンピューターによる無作為抽選によって、各対象地域ごとに当選者が選ばれます。それぞれの地域の中で1番に選ばれた応募が1番目のケース、2番目に選ばれた応募は2番目のケース、というように順に登録されていきます。応募期間中に受理されたすべてのエントリーの各対象地域内での当選確率は平等です。当選した場合は、2013年5月1日以降 E-DV サイト [www.dvlottery.state.gov](http://www.dvlottery.state.gov) の Entrant Status Check 上で当選通知を受けます。国務省ケンタッキー・コンシューマーセンター（KCC）は、当選者がビザ申請者として在外公館で面接を受けるまで、あるいは資格を有する当選者が USCIS で滞在資格変更手続きを開始するまでの手続きを行います。

**重要：**正式な当選通知は2013年5月1日から2014年6月30日までで、E-DV サイト [www.dvlottery.state.gov](http://www.dvlottery.state.gov) の Entrant Status Check 上でのみ確認できます。国務省は当選通知を手紙で郵送したり、Eメールで送ったりもしません。もしEメールや手紙でDVに当選した旨の通知を受領した場合、それは正式なものではないことにご注意ください。国務省が応募者に送るEメールは、あなたの申請に関する最新情報を、Entrant Status Check 上で確認するよう促す内容です。郵送あるいは Western Union などの送金サービスを利用して費用を送るような要請はしません。

17. 当選者は USCIS で滞在資格変更手続きを行うことができますか？

はい。米国移民国籍法第245条により定められている滞在資格変更の条件に該当する当選者は、米国滞在中に USCIS で永住者への滞在資格変更手続きを行うことができます。DV-2014の当選資格は2014年9月30日をもって失効するため、当選者は、米国外にいる配偶者または21才未満の子どもの分も含め、USCISでの全ての手続きを2014年9月30日までに確実に終了しなければなりません。2014年9月30日24時（東部夏時間）以降は、いかなる状況でもDV-2014に基づくビザ番号の割当を受けることはできません。

18. 当選しなかった応募者もその旨通知されますか？

当選しなかった方も含め、全ての応募者はE-DV ウェブサイト [www.dvlottery.state.gov](http://www.dvlottery.state.gov) の Entrant Status Check 上で状況を確認することができます。応募者は、受領確認ページの情報をエントリー完了から少なくとも2014年6月30日まで保管しておいてください。DV-2014の応募状況の情報は、2013年5月1日から2014年6月30日までオンラインで確認することができます（前年度のDV-2013年度の状況確認は、2012年5月1日から2013年6月30日まで）。

## 19. 何人の応募者が当選するのですか？

DV-2014 で発給されるビザの数は 50,000 件ですが、それよりも多くの応募者が当選します。なぜなら、最初の 50,000 人の中にはビザを取得する資格のない人や、ビザ申請手続きを行わない人がいることが予測されるため、割り当てられたビザ番号を残らず使い切るために 50,000 件以上のエントリーを当選とするからです。これは同時に、発給されるビザの総数が当選者数に満たないことを意味します。全ての当選者は E-DV サイトの Entrant Status Check 上で、その後の手続きに進むことできるか、またはリスト状況を確認できます。DV-2014 プログラム当選者の移民ビザの面接は、当選通知のインストラクションに従い、必要な書類および情報を提出した当選者に対し 2013 年 10 月から開始されます。必要情報を全て提出した当選者には米国大使館または領事館で行われる面接日の約 4~6 週間前に、E-DV サイトの Entrant Status Check 上で面接予約情報が通達されます。ビザは、使用可能なビザ番号がある限り、ビザの発給を受ける準備のできている申請者に対して毎月発行されます。50,000 件全ての DV ビザが発給された時点で、その年のプログラムは終了します。ビザ番号は 2014 年 9 月より前になくなる可能性もあります。ビザを希望する当選者は、各自のケースについて手続きを迅速に進めなくてはなりません。コンピューター抽選により当選したことはビザが自動的に発給されることを保証するものではありません。ビザ受給資格のある最初の 50,000 人のみにビザが発給されます。

## 20. E-DV プログラム応募への年齢制限(最低年齢) はありますか？

抽選プログラムに応募するための最低年齢は設けられていませんが、応募者は応募時点で高卒以上の学歴や職歴に関する条件を満たしていなければならないため、事実上 18 才未満の殆どの人は応募資格がないこととなります。また、親、兄弟は同行家族として DV ビザの受給資格はありませんので、DV ビザの応募に含められません。

## 21. E-DV プログラムには費用がかかりますか？

電子応募に際して費用はかかりません。DV ビザ申請者は、米国大使館や領事館で DV ビザの申請・面接時に必要な全ての料金を領事部会計に直接支払わなければなりません。米国内でステータスを変更する当選者は、必要な全ての料金を USCIS に直接支払ってください。料金に関する詳細は、当選者に送られるインストラクションの中に明記されています。

## 22. もし当選し DV を申請する場合で資格がないと判断された場合、支払ったビザ費用は返金されますか？

ビザ費用は返金できません。DV 申請者はインストラクションに明記されている全てのビザ要件を満たしていなければなりません。申請者がビザ要件を満たしていないと領事が判断した場合、または米国法が定める DV 資格に該当しない場合、領事はビザを発給することができません。その際、支払った全料金は申請者負担となります。

## 23. DV ビザ申請者はビザ不適格条件の適用の免除を受けることができますか？また、免除を申請するための特別な手続きはありますか？

申請者は米国移民国籍法で定められている全ての移民ビザ不適格条件について審査されます。通常、移民法で定められている条項以外にビザ不適格条件を免除する特別な規定、または特別な免除申請方法はありませぬ。米国籍者や米国永住者の近親者がいる申請者と同

様に DV 申請者にも一般的な不適格条件免除の規定が該当する場合がありますが、DV には時間的制約があるため、申請者はその免除を受けることは難しいでしょう。

**24. DV プログラム以外の移民ビザ申請者として既に登録されています。DV プログラムに応募できますか？**

はい、そのような人たちも DV プログラムに応募できます。

**25. 当選者が DV カテゴリーで移民ビザを申請できる期間は？**

DV-2014 当選者は、米国政府の 2014 年会計年度内、つまり 2013 年 10 月 1 日から 2014 年 9 月 30 日までに限りビザを受ける資格があります。当選し、ビザ受給資格のある申請者は、例外なく会計年度内にビザの発給を受けるか永住者への資格変更を完了しなければなりません。DV 当選者で 2014 年 9 月 30 日まで(会計年度内)にビザの発給を受けなかった場合、DV による権利を次年度に持ち越すことはできません。また、DV-2014 登録により資格を受ける配偶者や子どもも 2013 年 10 月 1 日から 2014 年 9 月 30 日までのみ DV カテゴリーでのビザを受ける資格があります。米国外の申請者は、E-DV ウェブサイトの Entrant Status Check を通して面接日の 4~6 週間前に国務省から面接予約通知を受け取ります。

**26. E-DV 当選者が死亡した場合はどうなりますか？**

DV 当選者が死亡した場合、当選は取り消されます。それに伴い、配偶者や子どもも DV ビザの受給資格を失います。

**27. オンライン E-DV の開始時期は？**

オンラインでエントリーできるのは 2012 年 10 月 2 日（火）東部夏時間の正午から 2012 年 11 月 3 日（土）東部夏時間の正午までです。

**28. E-DV エントリーフォームをダウンロードして Microsoft Word(または他のプログラム) に保存し、記入することはできますか？**

いいえ。エントリーフォームを他のプログラムに保存し後に記入して提出することはできません。E-DV エントリーフォームはウェブフォームのみで、ワードのフォーマットに比べて、より全世界共通に対応しています。E-DV エントリーフォームはオンライン上で入力し、送信する必要があります。

**29. もしスキャナーがない場合、米国の親族へ自分の写真を送り、スキャンした写真をディスクに保存したものを返送してもらって応募することはできますか？**

はい。写真が規定の条件を満たし、E-DV オンラインエントリーと同時に電子的に提出されるのであれば、そのような方法が可能です。オンラインで応募する前にスキャンした画像ファイルを準備してください。写真をあなたのオンライン申請と別に送信することはできません。1 人が提出できるオンラインエントリーは 1 件のみです。複数のエントリーは DV-2014 の応募資格を失うこととなります。エントリー(写真と申請を併せた)は米国からでも、それ以外の国からでもオンラインで送信できます。

30. エントリーフォームをオンラインで保存することはできますか？そうすれば、一部を入力し、続きを後から入力して完成することができるのですが。

いいえ、できません。E-DV エントリーフォームは入力から送信まで続けて行うようにデザインされています。しかし、フォームが2部に分かれていることや、ネットワーク上の障害による遅延の可能性もあることから、E-DV システムはフォームのダウンロード開始からオンラインで送信されたエントリーがE-DV ウェブサイトで受理されるまでに60分の処理時間を設定しています。60分以上経過してもエントリーがオンラインで受理されなかった場合は、それまでに入力された情報は無効となります。従って、以前の一部分のエントリーが重複応募として完全なエントリーの妨げとなることはありません。DV-2014 インストラクションはエントリーフォームの作成にはどのような情報が必要か明確に説明しています。オンラインフォームを作成させる前に、インストラクションをよくお読みになり、必要な情報を収集するなど、十分準備をしてください。

31. 送信したデジタル画像が規定の条件を満たしていない場合、システムがそのE-DV エントリーフォームを拒否し応募者に通知すると記されています。それは、エントリーフォームを再送することができるという意味ですか？

初めに送信されたエントリーはシステム上拒否されているため、E-DV ウェブサイトへ実際に提出されたと認識されません。ですから、エントリーを再度送信することができます。E-DV エントリーを提出したとみなされませんので、受理確認通知も送られません。もし、送信されたデジタル写真が規定の条件を満たしていないため写真に問題があると認識された場合、E-DV ウェブサイトで自動的に拒否されます。しかし、インターネットの特性上、その拒否通知が受信されるまでの時間を予測することはできません。もし、応募者自身が問題を修正して Part1 あるいは Part2 が60分以内に再送信された場合は問題ありませんが、そうでない場合はもう一度初めから行わなければなりません。応募者は完全な申請を送信し、確認通知を受取るまで必要であれば何度でも送信することができます。

32. 電子確認通知は、完全なE-DV エントリーフォームがオンラインシステムで受理されるとすぐに送られるのですか？

E-DV エントリーフォームの受理確認通知を含む、E-DV ウェブサイトからの回答は直ちに送信されます。ただし、インターネットやEメールの特性上、その通知が受信されるまでの時間を予測することはできません。「送信」ボタンを押してから何分も経過している場合、再度「送信」ボタンを押しても問題ありません。確認通知を受信していない限り、2度「送信」ボタンが押されてもE-DV システムが識別できなくなることはありません。完全な申請が送信され確認通知を受信するまで、応募者は必要であれば何度でも送信を試みることができます。ただし、一旦確認通知を受信した後は再送信しないでください。

33. インターネット詐欺や迷惑メールはどのように報告したらよいですか？

インターネット詐欺について申立てをしたい場合は、米国連邦取引委員会が中心となり、17カ国の消費者保護局が参加する「国境を越えた消費者トラブルについての苦情情報サイト」（日本語：[www.econsumer.gov/japanese/](http://www.econsumer.gov/japanese/)）を参照してください。あるいは、FBIのInternet Crime Complaint Center (<http://www.ic3.gov/default.aspx>)に報告することもできます。迷惑メールに関する申立ては、司法省のContact Us ページ ([www.usdoj.gov/spam.htm](http://www.usdoj.gov/spam.htm))を通じて報告してください。

34. DV プログラムで移民ビザを取得した場合、米国政府は米国への航空運賃、住居探しや求職の援助、保健医療、あるいはその他の援助をしてくれますか？

いいえ。DV ビザ申請者は、航空運賃、住居や求職の援助、医療費など、いかなる援助も受けることはありません。DV 当選者はビザが発給される前に米国で生活保護を受ける必要のないことを証明しなければなりません。この証明には個人資産を示す書類、米国在住の親戚や友人からの扶養宣誓供述書(Form I-134)、米国での雇用者からの雇用証明書等が必要になります。

## DV-2014 に応募資格のある国のリスト

以下のアジアの国の出身者は DV-2014 に応募する資格があります。海外地域にある属領は統治する国の地域に含まれます。DV-2014 に応募資格のない国は USCIS の移民国籍法 203 条(c)項の規定に基づき定められています。移民多様化ビザに応募資格のないアジアの国(家族呼び寄せまたは雇用による移民ビザの多い国、あるいは移民数の多い国)についてはページ最後の部分をご覧ください。

### アジア

アフガニスタン	マレーシア
バーレン	モルジブ
ブータン	モンゴル
ブルネイ	ネパール
ビルマ	北朝鮮
カンボジア	オマーン
香港特別行政区	カタール
インドネシア	サウジアラビア
イラン	シンガポール
イラク	スリランカ
イスラエル	シリア
日本	台湾
ヨルダン	タイ
クウェート	東ティモール
ラオス	アラブ首長国連邦
レバノン	イエメン

次のアジアの国の出身者は今年度の DV ビザに応募する資格はありません:



バングラディッシュ、中国(本土生まれ)、インド、パキスタン、韓国、フィリピン、ベトナム。  
香港特別行政区(アジア)、マカオ特別行政区(ヨーロッパ)、台湾(アジア)出身者は応募資格  
あります。

1967年以前にイスラエル、ヨルダン、シリアに統治された地域の人にはイスラエル、ヨルダン、シ  
リアを出身国とすることができます。パレスチナ自治区ガザ地区出身者はエジプト、ヨルダン川西岸  
出身者はヨルダン、ゴラン高原出身者はシリアを「出生国」とすることができます。